

SY10-5

心理職の立場から

吉田 弘道

専修大学

(1) 心理相談の内容

心理相談の内容を整理すると、①精神発達・言葉、②行動・性格、③養育者・家庭・環境、④社会性、⑤くせ、⑥生活習慣、などの問題となる。これらの点について、健診の場で親と子を観察し、親からも話をきいて、可能な範囲で助言・指導を行う。子どもの状態や親子関係についてアセスメントをし、それぞれの親子に役立つような助言や指導を行うので時間がかかってしまう。そのため心理相談は、いつも健診の流れに迷惑をかけることになる。健診後には、保健師と心理職と一緒にカンファレンスを行って親子の情報を共有し、保健師による家庭訪問など、その後の指導につなげる。さらに、必要な親子については、健診後の経過観察・心理相談を継続して行う。

(2) 最近の親の傾向

健診に携わっている保健師や心理職からいわれる、健診で見られる最近の親の傾向の例として、たとえば①精神発達・言葉の相談に関しては、㊦「発達障害ですか？聞いてくる親が増えた」というように、一昔前の、「発達に遅れがあるといわれたらどうしよう」と、健診を怖がる親がいた時代とは違ってきていることや、その一方で、㊧「保育園や幼稚園から健診で相談してくるようにならなくなった」、㊨「健診での見立てについて園側から期待されているケースが増えた」、㊩「園からの手紙を待ってきて、親はただ手紙を読むというケースが増えた」などのように、子どもの発達の知識がないので、障害に気づいていない親もいるとのことである。

(3) 心理相談の課題

どの親にとっても、健診は子育て支援の情報を得る重要な機会である。そのため、健診の場での丁寧な助言・指導とともに、健診後の経過観察・心理相談を十分に行うことが、健診を担当している私たち心理職の役目である。とりわけ、幼児の心理相談機関が限られている現状では、健診後の経過観察・心理相談は、適切な助言や指導を行うことを前提としたうえで、できる限り健診後3か月以内に実施し、その間隔を継続的に維持できるような体制を作ることが、望まれるところである。そのようなことができてこそ、乳幼児健診への信頼が高まると考えられる。